

契約書（案）

1 委託業務名	沖縄県立離島児童生徒支援センタービルメンテナンス業務委託
2 履行場所	沖縄県立離島児童生徒支援センター（沖縄県那覇市東町21番1）
3 契約期間	令和8年 4月1日から 令和9年 3月31日まで 「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約
4 契約金額 (委託料)	*****円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額****円)
5 契約保証金	沖縄県財務規則第101条による

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 沖縄県那覇市東町21番1
商号又は名称 沖縄県立離島児童生徒支援センター
代表者職氏名 所長 印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(総則)

- 第1条 発注者は、委託業務を受注者に委託し、受注者は、この契約書及び別に定める委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、これを受託する。
- 2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

- 第2条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を受注者に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

- 第3条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者で協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務実施計画書)

- 第4条 受注者は、この契約締結時（又は業務実施計画書の変更時）に業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(受注者の業務責任者等)

- 第5条 受注者は、業務の指揮監督をするため、業務責任者1名を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結時に発注者に届け出なければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

(経費の負担)

- 第6条 業務の履行場所において、受注者が作業を実施するために直接使用する電力、水道及びガスにかかる料金については、これを発注者が負担する。受注者は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

- 第7条 受注者は、各月ごとに業務を完了したときは、直ちに発注者に業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

- 第8条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。
- 2 委託料の月額は、毎月均等払いとし、別紙支払内訳書のとおりとする。但し、この契約の履行にあたり、契約期間に1箇月未満の端数が生じる場合は、暦月で日割計算し、計算上で生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定

期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、支払遅延防止法の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(消費税等の税率改正に伴う留意事項)

第8条の2 この契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、発注者受注者協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(履行遅滞)

第9条 受注者は、その責めに帰すべき理由により各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、月額委託料に対し支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合等による契約の解除)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかつたとき。

- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する处分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。

- (1) 前二条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（予算削減に係る契約の解除等）

第13条 発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（権利の譲渡等）

第15条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第16条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第17条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第18条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議）

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、発注者受注者協議してこれを定める。

【別記】個人情報取扱特記事項

第1（趣旨）

この事項は、受注者が本契約による業務を行うにあたり、発注者から引き渡され、又は自ら作成し若しくは取得した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2（責務）

受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。））の重要性を認識し、本契約による業務を実施するにあたって個人情報を取扱うときは、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じて、適正な取扱いをするよう努めなければならない。

第3（秘密の保持）

受注者は、本契約による業務を行うにあたり、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

第4（収集の制限）

受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第5（利用及び提供の制限）

受注者は、本契約の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は発注者の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

第6（複写又は複製の禁止）

受注者は、本契約による業務を行うにあたり発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第7（適切な管理）

受注者は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他保有個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報取扱規程、漏えい時の職員罰則規程の整備、職員等に対する研修体制の確立等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8（再委託の禁止）

1 受注者は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者へその処理を委託してはならない。

2 発注者の承諾は、受注者と委託を受けた者の間で取り決めた個人情報の取扱いの内容が、本契約による受注者の個人情報の取扱いの内容に準じたものであることを確認した上で行うものとする。

第9（資料等の返還等）

受注者は、保有個人情報が記録された資料等について、この契約の満了後、直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第10（従事者への周知）

1 受注者は、本契約による業務に従事している者に対し、従事期間中及び従事期間終了後も保有個人情報を他に漏らしてはならないこと、目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年3月31日条例第2号）第63条又は第64条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知しなければならない。

2 受注者は、周知実施結果、実施日、対象者等については記録し、保管しておかなければならぬ。

第11（実地調査）

発注者は、受注者が本契約による業務を行うにあたり取扱っている個人情報の管理の状況について、適切な措置が講じられているか確認するため、実地調査するものとする。

第12（事故報告）

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別紙(第8条関係)

支払内訳書

年月	委託料の月額
令和8年4月	円
令和8年5月	円
令和8年6月	円
令和8年7月	円
令和8年8月	円
令和8年9月	円
令和8年10月	円
令和8年11月	円
令和8年12月	円
令和9年1月	円
令和9年2月	円
令和9年3月	円
合計	(内消費税及び地方消費税額 円)